

# ケータイ基本パック for 4G ケータイ利用規約

ソフトバンク株式会社

表示価格は税抜きです

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の適用)

1. 本「ケータイ基本パック for 4G ケータイ利用規約」(以下「本規約」といいます)は、当社が提供する本サービス(第2条に定義します)の利用に関し適用されます。本サービスの申込を以って、本規約に同意いただいたものとみなします。
2. 本サービスのご利用にあたり、本規約のほか、当社が別途定める3G通信サービス契約約款及び、4G通信サービス契約約款(以下総称して「サービス約款」といいます)、ならびにウェブ利用規約が適用されるものとします。
3. 本規約に記載されていない事項については、サービス約款に記載されている内容によるものとします。本規約に定める内容とサービス約款との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法にて利用者に通知することにより、本規約を変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は変更後の規定によるものとします。

### 第2条 (定義)

本規約において用いられる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、本規約に基づき、当社が「ケータイ基本パック for 4G ケータイ」の名称の下で、当社の電気通信サービスのご契約者向けに提供する第4条に規定する複数のオプションサービスのすべてを、契約者回線1回線ごとに、各オプションサービス利用料及び付随サービスに関する料金の合計額に代えて、第12条に規定する月額使用料にて提供するサービスをいいます。  
本サービスは、SoftBank 4G 携帯電話およびAQUOS ケータイが対象です。なお、対象機種は当社ホームページにてご確認ください。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく当社との契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、第7条に定める要件を満たす方のうち、当社の定める方法により利用契約の申込をした方をいいます。
- (4) 「利用者」とは、本規約に基づき本サービスを利用する方をいいます。
- (5) 「契約者回線に係るサービス契約」とは、当社が提供する通信サービスの契約をいいます。

### 第3条 (個別サービスとの関係性)

1. 第4条に規定する各個別のオプションサービスについて、本サービスへの申込を以て、各個別のオプションサービスへの申込及び、各個別のオプションサービスの定めるサービス約款及び規約への同意を行ったものとします。各個別のオプションサービスの提供に関しては、当該個別のオプションサービスの定める規約が本規約に優先して適用されるものとします。ただし、第2章の各条項についてはこの限りではありません。
2. 「PCセキュリティ for 基本パック」にご加入中のお客さまが、本サービスを解約した場合、「PCセキュリティ for 基本パック」も自動解除となります。

## 第2章 本サービス

### 第4条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは以下に定める各種個別オプションサービスより構成されます。

(1) 留守番電話プラス	(通常月額使用料：300円)
(2) 割込通話	(通常月額使用料：200円)
(3) グループ通話	(通常月額使用料：200円)
(4) 位置ナビ	(通常月額使用料：200円)
(5) 一定額ストップサービス	(通常月額使用料：100円)
(6) 詐欺ウォール / Internet SagiWall	(通常月額使用料：200円)
(7) 紛失ケータイ検索サービス	(本サービス限定)
(8) 安心遠隔ロック	(本サービス限定)
(9) 迷惑電話ブロック	(通常月額使用料：300円)
2. 当社は、当社が必要と判断する場合、本サービスの全部または一部を、あらかじめお客様に通知することなく変更・追加・または廃止をすることができます。
3. 「位置ナビ」、「詐欺ウォール / Internet SagiWall」および、「安心遠隔ロック」の利用にはパケット通信を利用できるサービス(ウェブ使用料またはデータプラン)への加入が必要です。
4. お客様がご利用の携帯電話機の機種及び動作環境(OSを含みます。)によっては、本サービスを構成する各種個別オプションサービスの全部又は一部をご利用頂けない場合があります。なお、個別オプションサービスの対応機種及び推奨環境については、当該個別オプションサービスの利用規約又はウェブサイト等の案内をご確認ください。

## 第5条（付随オプションサービス無料特典）

お客様は、本サービスと以下に定める付随オプションサービスの両方を利用する場合、付随オプションサービスの月額使用料を無料で利用することができます。ただし、お客様が、第8条に定める解約方法に従い本サービスの解約を行った場合、本サービスの解約申込時点より、通常の月額使用料をお支払いいただくこととなります。

- ・S!メール(MMS)どこでもアクセス（通常月額使用料：300円）

## 第3章 利用契約

### 第6条（申込方法）

本サービスの利用を希望する場合、当社の定める方法に従い、本規約に同意の上で利用契約の申込を行う必要があります。

### 第7条（申込条件・契約の成立）

1. 当社は、前条の申込があった場合、申込者が契約者回線に係るサービス契約の契約者である場合に限り申込を承諾するものとし、申込の承諾を以て利用契約は成立します。
2. 本サービスへの申込みは、サービス契約者による、携帯電話機の購入時（新規回線契約／機種変更）、USIM単体での契約締結時、または料金プラン「基本プラン(音声)」への新たな申込時に限るものとし、なお、「スマ放題」から「基本プラン(音声)」、「スマ放題ライト」から「基本プラン(音声)」への変更時は申込みできません。
3. 当社は、申込者が前2項の条件を満たしている場合でも、申込者が契約者回線に係るサービス契約に関する債務の支払いを過去に怠ったことがある場合または現に怠るおそれがある場合は、申込を承諾しないことがあります。

### 第8条（解約方法）

1. お客様は本サービスを解約する場合、当社の定める方法に従い、利用契約の解約申込を行うものとします。
2. 契約者回線に係るサービス契約が理由のいかんを問わず終了したとき、本サービスは自動的に終了するものとします。

### 第9条（当社による解除）

当社は、利用者が、本サービスの月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないとき、その他当社が利用者による本サービスの利用の継続を不適当と判断した場合は、利用者に対するなんらの催告等を要せず、本サービスを解除することができるものとします。

### 第10条（利用契約の譲渡・承継）

契約者回線に係るサービス契約について、利用権の譲渡または承継が行われたときは、本サービスの資格も譲受人に譲渡または承継されるものとします。ただし、譲受人から本サービスの資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡承認の日をもって本サービスの資格は消滅するものとします。

### 第11条（サービスの適用期間）

1. 本サービスの適用期間は、本サービスの申込を受け当社がそれを承諾した日から解約の日までとします。
2. 当社が本サービスを廃止した場合、本サービスの利用契約は終了します。

### 第12条（月額使用料）

1. 本サービスの月額使用料は、利用契約ごとに月額500円とします。
2. 月額使用料は、請求月に従って計算するものとし日割り計算を行いません。
3. 本サービスに含まれる個別オプションサービスの一部を解約した場合は、本条に規定する月額使用料の適用を廃止し、サービス約款や、個別オプションサービスの規約に規定する料金を適用します。
4. 本サービスに含まれる個別オプションサービスの利用の際に発生する通話料及び通信にかかるパケット通信の費用は、別途お客様が負担するものとします。
5. 「データ（パケット）定額サービス」未加入のお客様は、ご利用状況によりパケット通信料が高額になる場合がありますので、「データ（パケット）定額サービス」への加入を推奨します。

## 第3章 雑則

### 第13条（禁止事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービス申込時の虚偽登録または届出事項につき、虚偽の事実を当社に届け出る行為
- (2) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為
- (3) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、肖像権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- (4) 本サービスまたは当社もしくは第三者が管理し本サービスの用に供する設備の機能を妨げる本サービスの提供を妨害し、またはその支障となる行為
- (5) 上記各号の他、法令、本規約、約款もしくは公序良俗に違反する行為、または違反するおそれのある行為
- (6) その他当社が合理的理由に基づき不適切と判断する行為

**第14条 (DM、宣伝物等の発送)**

利用者は、当社が、利用者に対し、利用契約者に係る情報を利用し、DM及び宣伝物等を発送する場合があることをあらかじめご承諾いただきます。

**第15条 (準拠法)**

本規約及びこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

**第16条 (合意管轄)**

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※ 表示価格は税抜きです

発行日：2015年11月27日

改訂日：2019年9月13日